

市民的及び政治的権利に関する

国際規約第四〇条に基づく報告

(暫定訳)

一九八〇・一〇・二〇——国連局企画調整課

第一部・一般的コメント

一、本規約に言及されるほとんど全てのものは日本国憲法によって保障されている。憲法は第一条において「国民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない」と規定し、かつ、第二三条において、人間の尊厳を基礎とした基本的人権を包括的に列挙している。法令は、憲法の規定に従い、憲法上の諸権利の保護について詳細な規定を設けている。さらに、本規約に含まれるが憲法に含まれていない権利はすべて法令に規定されている。

本規約に言及されている人權は、国籍の区別なく憲法に

よって保障されている。もっとも、憲法の若干の規定は明示的に外国人に言及していない。

憲法は、公共の福祉の理由に基づく場合にのみ人權の行使が制限され得る旨定めている(一二条、一三条、二二条)が、公共の福祉の概念は厳格に解釈されており、乱用されて人權が不合理な制限を受けることはない。

二、司法権は、最高裁判所及び下級裁判所に属しており、人權を侵害された者は誰でも裁判を受ける権利を憲法により保障されている。さらに、憲法は、個々の訴訟の審理における裁判所による法令及び行政処分の場合の憲性の審査についての規定を設けている(八一条)。

三、(1) 権利が侵害された場合には、次の救済手続がある。

① 侵害行為が行政庁の処分による場合

- I 行政不服審査法上の審査請求又は異議申立て
 - II 行政事件訴訟法上の訴訟
 - III 行政不服審査法上の執行停止(三四条)
 - IV 行政事件訴訟法上の執行停止(二五条)
- ② 侵害行為が私人の行為による場合
- I 差止め請求訴訟(民法、民事訴訟法)
 - II 上記Iについての差止めの仮処分(民法、民事訴訟法)

③ 不当に身体の拘束を受けている者の救済については、上記①及び②のほかに、人身保護法上の請求(二条、一六条等)及び仮釈放(一〇条)によっても行うことができる。

(2) さらに救済に関する刑事手続としては次のようなものがある。

① 一般的には、刑事訴訟法上の告訴(二三〇条以下)、告発(二三九条以下)、費用の補償(一八八条の二以下)、裁判上の準起訴手続(二六二条以下)、控訴(三七二条以下)、上告(四〇五条以下) 抗告、準抗告、特別抗告(四一九条以下)、

再審(四三五条以下)、非常上告(四五四条以下)

② 少年の場合は、少年法上の抗告、再抗告

③ 権利が侵害された場合、それにより蒙った損害については、次の救済手続を用いることができる。

- ① 民法上の不法行為に基づく損害賠償請求
- ② 加害者が公務員の場合において、国家賠償法上の損害賠償請求(一条、三条)
- ③ 無罪の判決を受けた者が未決の抑留又は拘禁を受けた場合における刑事補償法上の補償請求(一条、二条、四条、五条)

④ 被疑者として抑留又は拘禁を受けた者に対する被疑者補償規程上の刑事補償(二条、三条)

(4) 法務省において人權擁護の事務を所掌しているのは、人權擁護局、同局が全国に所在する法務局・地方法務局に有する地方支部局であり、全国的に人權擁護に当たっている。そのほか、法務大臣の委嘱を受けて地域住民の人權擁護に従事している人權擁護委員が約一・一万人いる。人權侵害を受けた者は、人權擁護委員、法務局及びその支局の人權擁護担当部局に対し、人權侵犯事件として調査及び処理をすよう求めることができる。この場合に行われる処理は、前記の救済手続と異なり強制力はないが、簡

素な手続により実際のな解決をもたらすものである。
 四、上述のとおり、本規約の各条に規定されている権利は日本国憲法及びこれを実施する法令により既に十分に保障されており、これらの法規に基づく行政上の保障措置も適切に実施されている。

第二部・規約の第一部、第二部、及び

第三部に關する逐条報告

第一条 本条に規定する自決の権利及びその他の関連事項は、国家と人民の平等の原則に基づく国際社会の基本原則である。わが国は、この原則を一貫して支持し、国際社会においてこれをより完全に実現するためたゆまない努力を行っている。

第二条

(1) 第一項において言及されている法律の下の平等は、憲法第一四条第一項に規定されており、第二四条及び第四四条にも関連規定がある、憲法の規定は、文言上、人種、信条、性別、社会的身分又は門地を理由とする差別についての言及しているが、いかなる不合理な差別も禁じているというのが確立した解釈である。

(2) 第三項で言及されている諸権利は、この報告の第一部で述べているとおり、国内法令により十分保障されている。

第三条 前述のとおり、男女平等の原則は憲法により保障されている(第一四条)。さらに、国家公務員法第二七条、職業安定法第三条、教育基本法第三条、地方自治法第二四四条等が男女の平等を保証している。

さらに、男女平等の原則に基づき、かつ、国際婦人年世界会議において採択された世界行動計画に則り、わが国は、婦人の権利のより完全な実現のために「国内行動計画」を採択した。また、わが国は、先般開催された国連婦人の十年世界会議の際に、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に署名し、かつ、同条約批准のため、国内法制上の調整を行うべく努める。

第四条 国内法上、本条第一項に規定されている公けの緊急事態において基本的人權を制約するような特別な措置は何等とられていない。かりにそのような緊急事態が発生しても、わが国は、憲法上の規定に従い、引続き人權を保護することとしている。

第五条

(1) 第一項の規定は、この報告の第一部で言及した憲法に規定する公共の福祉の概念と軌を一にしている。

なお、憲法第一二条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」と規定している。

(2) 第二項に關しては、憲法は、規約が言及していない権利についても規定している(一六条、二三条等)。

第六条

(1) 第一項については、憲法第一条、第一三条及び第三一条で規定され、人命の保護に關し刑法第一九九条等の法令で保障されている。また、人命侵害に対する損害賠償については、民法第七〇九条ないし第一条及び国家賠償法の規定がある。

(2) 第二項については、刑法第九条に死刑の規定をおいているが、この極刑は、法定刑であるのみならず、わが国における適用は極めて稀である。死刑は、一七の犯罪に適用されるが、その内の一〇は直接人命に危険を及ぼすもの(例えば、故殺、列車転覆致死)、その内の三は公安を危殆に瀕せしめる団体行為(例えば、叛乱の首謀)、その内の四は地域社会に大きな害をなすもの(例えば、人の居住する構造物に対する放火)である。また、かかる犯罪についても、外患誘致、以

外の罪については、無期禁錮又は懲役つき若しくは懲役なしの禁錮の刑がある。さらに、刑事訴訟法第四七一条は、刑の執行は確定判決によって行いう旨規定している。特に死刑については、同法第四七五条において、その執行を法務大臣の命令によって行うこととし、同大臣は、裁判記録のみならず判決後の事情についても慎重に検討し、命令を下すこととしている。

(3) 第四項については、憲法において、恩赦(大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権)は行政府である内閣が決定し(憲法第七三條第七号)、天皇がこれを認証する(同第七條第六号)こととされ、恩赦法(第二条、第四条、第六條)により、死刑の言渡しを受けながらもについても大赦、特赦及び減刑を行うことが規定されている。そのほか、関連する法令としては、犯罪者予防更生法(第五四條)及び刑事訴訟法(第三三七條)がある。

(4) 第五項については、少年法第五一条により、犯時十八才未満の者の犯した犯罪については死刑は科せられないこととされ、刑事訴訟法第四七九條第二項により、死刑の言い渡しを受けた女子が懐胎しているときは、法務大臣は、死刑の執行を停止しなければならぬこととされている。

第七条 憲法は、第三六条において、拷問及び残虐な死罰を禁止しているほか、本条の趣旨に沿う規定として第一三條及び第三八條がある。これらの憲法規定の下に、刑法は、公務員職権濫用（第一九三條、一九四條）、特別公務員暴行陵虐（第一九五條）の罪を定め、かつ、これらの禁止は、刑事訴訟法第二二二條以下に規定する特別刑事手続によって保証されている。また、被実験者の同意なしに行われた医学的・科学的実験は、刑法上、傷害罪（第二〇四條）、暴行罪（第二〇八條）等を構成する。

第八条 憲法第一八條は、奴隸的拘束及び犯罪による処罰を除いた苦役からの自由を規定し、第二七條第三項は、児童の酷使を禁止している。また、刑法は、第二二六條第二項において人身売買又は国外移送を禁じ、第二二三條において脅迫、暴行を用いて人に義務なきことを行わせるいわゆる強要行為を禁止している。

そのほか、労働基準法（第五條、第一一七條、第六九條第一項）、売春防止法（第七條、第一〇條、第一二條）、職業安定法（第六三條）、児童福祉法（第三四條第一項六号、七号、第六〇條第一項、第二項）によっても担保され、違法に身体を拘束されている者は、人身保護法により救済を求めることができ、また、人を奴隷と

するような私人間の法律行為は民法第九〇條により無効とされる。

第九条

(1) 第一項については、憲法第三一條、第三三條、第三四條により保障され、さらに、刑事訴訟法、少年法等の刑事手続に関する法令において、逮捕、勾引、勾留等の要件、手続を詳細に規定している。

また、出入国管理令（国会により法律の効力を与えられている）で認められている退去強制令書又は收容令書による收容は、法律の定める理由及び手続によるものであり、恣意的に行われるものではなく、逃亡犯罪人引渡法（第五條、第二五條）に基づく拘禁及びその他拘束をともなう行政措置もすべて法律に基づくもので本項に抵触するものではない。

(2) 第二項については、通常逮捕の場合には、被疑事実の要旨等が記載されている逮捕状を示さなければならぬこととされる（刑事訴訟法第二〇一條第一項）。急速を要するときは、被疑事実の要旨及び逮捕状が発せられている旨を告げて逮捕状を示すことなく執行できるが令状はできる限り速やかに示さなければならぬこととされている（第二〇一條第二項、第七三條第三項）。また緊急逮捕（当該犯罪が死刑又は無期若し

くは三年以上の懲役若しくは禁錮に当ることを疑うに足る十分な理由があり、かつ、重大な緊急性の故に逮捕状を事前に裁判官から入手し得ない場合の逮捕状なしの逮捕）の場合には、罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があり、かつ、急速を要し逮捕状を裁判官から入手し得ない事情を告げることとされている。その場合でも令状は直ちに裁判官から入手することとされており、然らざる場合は、被疑者は釈放される。少年法、逃亡犯罪人引渡法、出入国管理令、売春防止法、犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法に規定されている身柄の拘束を伴うその他の手続も本項に抵触しない。

(3) 第三項については、刑事訴訟法第二〇三條、第二〇四條、第二〇五條、第二一一條、第二一六條により、被疑者を逮捕してから四十八時間又は七十二時間以内に裁判官に対し勾留請求を行うか又は公訴を提起しない限り、その身柄を釈放しなければならぬこととされている。そして勾留請求又は公訴の提起が行われた場合は、その身柄は遅滞なく裁判官の面前に連行され、勾留されるか釈放されるかが決定される（第二〇七條、第六〇條）。また、起訴前の勾留期間は、最高二十日と定められており、公訴提起後勾留された被告

については、一定の場合を除いて保釈される権利を有するものとされ（第八九條）、勾留が不当に長くなつたときは、裁判所は、勾留の取消し等により被告人を釈放すべきものとされている（第九一條）。

なお、勾留するに当たっては、刑事訴訟法第六〇條に規定された理由が必要であり、また、保釈に当たっては、同法八八條ないし第九四條により、出頭を確保するため住居を制限する等の条件が付される。

(4) 第四項については、憲法第三四條において不法拘禁に対する保障を規定し、刑事訴訟法第八二條ないし第八七條、第二〇七條第一項において勾留理由の開示及び勾留の取消しの手続を詳細に規定しており、さらに同法は第四二九條第一項第二号、第四一九條、第四三三條第一項において、勾留に関して行った裁判に対する準抗告、抗告、特別抗告の手続を規定し、本項は十分保障されている。

また、出入国管理令又は行政措置に基づく自由剝奪については、人身保護法又は行政事件訴訟法によって裁判所の判断を受けることとされており、本項の要求は保障されている。

(5) 第五項については、憲法第一七條、第四〇條のほか、国家賠償法、刑事補償法及び被疑者補償規定によ

第一〇条

り保償されている。

(1) 憲法第三六条は、公務員による拷問及び残虐な刑罰を絶対的に禁止し、その他の基本権も、合法的な身柄拘禁のために必要な限度で制約されることはあつても、全面的に奪われることはない。監獄法、同法施行規則は、衣類、食事、居室、衛生等個別に被拘禁者の処遇について規定し、被拘禁者を人道的に、かつ、人間固有の尊厳を尊重するよう扱っている。なお、監獄法は、一九〇八年に制定されたものであり、目下、処遇を改善し、今日の監獄行政の必要性に応ずるため、法改正作業が行われている。

また、出入国管理行政においても、適切な処遇が被收容者に与えられており、本項に抵触するものはない。

(2) 第二項(a)については、刑事訴訟及び監獄法(第一條、第三條等)により、刑事被告人は既決者とは別個の施設に收容されるほか、立会人なしに弁護人と接見し得る等、処遇の各分野において既決者と異なる取扱いを受けている。

第二項(b)については、少年法により、勾留状発布の制限(第四八條)、成人との分離收容(第四九條)が

それぞれ規定されている。

(3) 第三項については、監獄法第二四條第一項、第二九條、第三〇條の規定する作業、教誨、教育のほか、累進処遇制度の採用及び刑法第二八條等の仮出獄の制度等は本項の趣旨にそつ規定である。

また少年については、少年法第五六條第一項、監獄法第二條第一項で、成人とは分離され、作業、教育も特例が設けられて特別の扱いを受けることになっている。

第一一條 わが国の現行法令上、単なる契約上の義務の不履行は犯罪とされず、したがつてこれを理由として抑留されることはない。

第二條

(1) 憲法第二二條第一項において居住、移転の自由を、同條第二項において外国移住の自由をそれぞれ規定している。また、自国に戻る権利については憲法に明文の規定はないが、この権利の存在は当然肯定されるものと解されている。

法律としての効力を有する出入国管理令は、本條に言及される事項をカバーする一般的な法律であるが、同令には、すべての者の出国及び自国民の帰国を制限するような條項は下記(2)に言及されるものを除いて、

設けておらず、また、同令にも外国人登録法にも外国人の移動及び居住を制限する規定は存在しない。

(2) 刑事訴訟法第九三條第三項、九五條、出入国管理令第一三條第三項、第一四條第三項、第一五條第三項、第一六條第三項、第一八條第四項等に、本條に規定する権利を制限する規定があるが、これらはいずれも本條第三項の範囲にある合理的な理由に基づく制限である。また、旅券法第一三條は、刑事事件で訴追を受けている者等を旅券発給の制限事由としているが、これも本條第三項の範囲内にある合理的な理由に基づくものである。

第一三條 外国人の追放は、出入国管理令に基づく決定によつてのみ行われることになっており、自己の退去強制に反対する異議申立ての制度も同令第五章(第二七條ないし第五五條)により保障されている。代理人による手続についても、同令第五章が規定する退去強制手続のうち口頭審理において認められており(同令第一〇條第三項、第四八條第五項)、その点についても保障されている。

第一四條

(1) 第一項については、裁判所における平等について、憲法第一四條の保障する法の下の平等の原理は、裁判

所においても適用され、すべての者は平等に取り扱われている。そのほか、憲法は、第三二條、第三七條第一項及び第三項、第六章(司法)の各規定において、公平な裁判所で公正な公開裁判を受けることを保障し、これを受けて裁判所法は、裁判所の種類、権限、裁判官の任免、身分保障、政治運動等の禁止等の詳細な規定を設けているほか、刑事訴訟法、民事訴訟法等の法律及び規則により、公平な裁判官による公正な審理を詳細に規定している。

裁判の公開については、憲法第八二條において、政治犯罪等の事件以外の事件で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合に、対審に限つて、非公開とし、判決言い渡しは、すべて公開とする旨規定しており、本項規定の趣旨に合致したものとなっている。

また、家事審判については、家事審判規則第六條で、少年の審判については少年法第二二條第二項で、それぞれ非公開とされているが、いずれも本項の趣旨に合致し、抵触するものではない。

(2) 第二項にいう無罪の推定については、我が国の憲法、刑事訴訟法等の現行法令上明文の規定は存じないが、刑事訴訟の基本原理として実務において承認され

ている。

- (3) 第三項の(a)ないし(g)については、憲法第三四条、第三七条、第三八条及び第八二条が、これら諸権利を保障し、それに基づき刑事訴訟(第二七一条第一項、第二七五条、第三九条第一項、第二七三条、第二八六条、第一五七条、第三〇四条、第一九八条第二項、第三一九条第一項等)等の法令の詳細な規定により十分保障されている。
- (4) 第四項については、少年法(第九条、第四九条、第五〇条等)、刑事訴訟規則(第二七七条)により、少年事件の手續について特則を設ける等の種々の配慮を加えて少年の健全な育成を図っており、本項は、十分保障されている。
- (5) 第五項については、裁判所法(第五条ないし第三八条)、刑事訴訟法(第三五一条、第三七二条、第四〇五条等)、少年法(第三二条、第四〇条)等の法令により、十分保障されている。
- (6) 第六項については、刑事訴訟法第四編(第四三五条ないし第四五三条)により再審制度が確立しており、また、補償については、刑事補償法により所定の補償償が受けられるほか、公務員に故意・過失の責任がある場合は、国家賠償法により損害が填補される。

第一項第二号)等も私生活、家族、家庭に対する不法な干渉を禁止している。これらの規定は本条の若干の事項につき明示的に言及していないものもあるが、関連する側面を有する。

- (2) 通信に対する干渉の禁止は、憲法第二一条第二項で保障されているほか、郵便法(第九条、第八〇条)、公衆電気通信法(第五条、第一一〇条ないし第一一二条)も憲法の規定に従いこれを保障している。
- (3) 名誉・信用の保護については、民法第二三〇条、第二三一条、第二三三条で規定され、民法第七一〇条、第七二三条で救済に関し規定している。

第一八条 憲法第一九条は思想・良心の自由について、同法第二〇条は宗教の自由について、それぞれ規定しており、表現の自由については、同法第二一条第一項に規定されている。また、思想及び信条による差別の禁止については、同法第一四条で保障されている。これらの憲法の規定を受け、国家公務員法(第一七条)、教育基本法(第三条)、労働基準法(第五三条)等において信教又は信教に基づく差別を禁止している。

なお、憲法第一二条において、信教の自由・表現の自由は公共の福祉の観点から一定の制限を受けることになっており、その例として刑法第一七五条、第二三〇条以

(7) 第七項については、いわゆる「一事不再理の原則」を規定したものであるが、これについて、憲法第三九条が本項と同趣旨を規定し、これを受けて刑事訴訟法第三三七条第一号は「確定判決を経たとき」を免訴事由とし、また、第四三五条、第四三六条、第四五二条は、不利益再審を禁止しているなど、刑事手續における原則として確立している。

第一五条 我が国では、憲法第三一条において罪刑法定主義を定め、同法第三九条前段において、特に遡及処罰の禁止を規定し、これは我が国の刑事法(刑法第六条、刑事訴訟法第三三七条第二号)の基本原則ともなっている。

第一六条 本条の趣旨は、立法その他国政の上で最大の尊重を求めている憲法第一一条及び第一三条で保障されている。

第一七条

- (1) 憲法第三五条は、司法官憲の発する令状による場合を除き、すべての人の住居、所持品について公権力による侵入等を禁止している。さらに、刑法(一三〇条、第一三四条、第二三〇条第一項等)、民法(第七一〇条、第七二三条等)、軽犯罪法(第一条第二三号)、刑事訴訟法(第一四九条)、民事訴訟法(第二八一条

下があるが、これらの制限は本条第三項に合致するものである。

第一九条

- (1) 第一項については、思想・良心の自由を定める憲法第一九条により保障されている。
- (2) 第二項については、憲法第二一条及び第二三条により保障されている。

第二〇条

- (1) 第一項については「戦争宣伝」を直接禁止する立法措置はとっていないが、わが国は憲法第九条で戦争の放棄を規定しており、また、国民の間に戦争に対する極めて強い否定的感情が存在しており、戦争宣伝が実際に行なわれることはほとんど考えられず、仮りにそのような行為が行なわれたとしても実際に弊害の生じる可能性はない。しかし将来仮りに戦争宣伝行為により弊害の生じる危険性が生じることとなれば必要に應じ立法を検討することとしている。
- (2) 第二項については、憲法第一四条において法の下の平等を謳っているほか、刑法、教育法、労働法等各種の分野で差別、敵意、暴力の排除に資する措置をとっている。今後このような現行法制でも規制し得ない行為により、具体的な弊害が生じるような場合には、表

現の自由の要請をも十分考慮して立法を検討することとしてゐる。

第二条 我が国においては憲法第二十一条第一項で集会及び結社の自由を保障している。この権利の行使に対する制限については、同法第二十一条、第二十三条があり、また、破壊活動防止法第五条による団体活動の制限などの法律があるが、これらの制限はいずれも本条に合致したものである。

第二条 憲法第二十一条第一項で結社の自由が保障されているほか、その結社が労働者団体であるときには、同法第二十八条において、団結権が保障され、それに基づく国内法令（労働組合法、公共企業体等労働関係法等）も整備されている。

なお、破壊活動防止法第七条は、団体に対する解散の指定を行うことができるものと規定しているが、これは結社の自由そのものを禁止する趣旨ではなく、しかも当該団体が暴力的破壊活動を行う明らかなおそれがある場合に限り許されるものであるので、本条に抵触するものではない。

第二三条

(1) 第一項については、憲法第二五条がこれを保障し、また本項の目的達成に資するような経済的社会的条件

を保証するための法令も存在する。

(2) 第二項、第三項については、憲法第二四条があり、民法第四編（特に第七三一条ないし第七五四条）の詳細な規定により、それぞれ保障されている。

(3) 第四項については、民法第四編（特に第七五〇条ないし第七七一条）に本項の趣旨にそう規定があるほか、その争いの処理のため家庭裁判所が設けられ、その手続法として家事審判法等がある。また、婚姻解消の際の児童の保護については、父母の離婚の場合いずれか一方を親権者と定めることとして（同法第八一九条）その保護を図っている。

第二四條

(1) 第一項については、憲法第二七条第三項により児童の酷使を禁じ、また同法第一四一条第一項により人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別を禁じている。そしてさらに、少年法、児童福祉法、母子保護法に基づく施策により保障されている。

(2) 第二項については戸籍法第一八条に、第三項については国籍法に、それぞれ趣旨に沿った規定が設けられている。

第二五條 本条(a)及び(b)については、憲法第一五條、第一六條、第四四條、第七九條、第九三條第二項、及び公職

選挙法第一条、第三六條、第四六條、第五二條等により保障されている。(c)については、国家公務員法第三三條等、地方公務員法第一五條等の国内法が整備されている。

第二六條 上述のとおり、憲法第一四條第一項において法の下の平等を規定しており、これに関連する規定として、同法第二四條、第四四條があり、さらに、国内関連法として、労働基準法第四條、国家公務員法第二七條、教育基本法第三條、地方自治法第二四四條等がある。

第二七條 本規約に規定する意味での少数民族はわが国に存在しない。

部落解放新書 4

国際人権規約と人間解放

〔改訂版〕 和島 岩吉編 定価 600円

世界人権宣言の理念をより具体化し、国際条約としての強制力をもたらした国際人権規約は、1976年3月23日に発効し、日本でも1971年9月21日に発効した。

日本政府に完全批准をせまる闘いをくりひろげるために、学習資料として最適な書である。

〈目次〉

国際人権規約について

(和島 岩吉)

国際人権規約を知るために

(芹田 健太郎)

国際人権規約の具体的分析と批准闘争

(上野 勝)

国際人権規約、なぜ批准できぬ

(宮崎 繁樹)

(その他)